

新「幼稚園教育要領」等における領域「言葉」の保育への展開

Developing the understanding of “Language” shown to the new “Course of study for Kindergarten”

大北 理津子*
小見 のぞみ**

要 約

新しい教育要領・保育指針等における保育内容「言葉」の改訂点は、幼児の「言葉の理解」と「言葉の感覚」を、保育においてより体験的に育成することの重要性を語るものである。そもそも領域「言葉」は、子どもの人格形成と社会性（関係性）の構築、思考や学習といったそれ以降の知的活動、ならびに感性や情緒といった心的発達の基盤となるものである。

しかし、その子どもの「言葉」を取り巻く状況は、現代社会で急増する「スマホ育児」に代表されるように、コミュニケーションツールの激変にさらされている。子育て家庭を取り巻くメディア環境を、その文化的性格から分析し、新たなメディアにどのように対応、共存するのかを考察する。

その上で、幼児教育施設での保育における「言葉に対する感覚」の醸成について、本学の基本にあるキリスト教保育の事例と宗教教育の特色から検証し、それらが有する今日的意義と可能性を探る。

キーワード：言葉の意義と機能、「スマホ育児」、話し合いの時間

はじめに

子どもと保護者を取り巻く環境が急速に変化し、保育ニーズが増加、多様化の一途をたどる中、保育行政も、乳幼児期の保育・教育施設の多元化や保育の専門性と質、量を担保するための施策を次々と打ち出し対応を続けている。そのような社会のめまぐるしい動きの中で、2017年（平成29年）「幼稚園教育要領」（以下「教育要領」）、「保育所保育指針」（以下「保育指針」）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「教育・保育要領」）が改訂され、次年度より実施される。

今回の改訂では、3歳以上の幼児を保育・教育するあらゆる施設での教育は、等しく「幼児教育」とされ、子どもが形態の異なるいずれの施設に通っていても、共通性をもった教育・保育内容が実践されるようにとの配慮がなされている。

実際の記載では、「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」とも、各領域に「ねらい」「内容」「内容の取り扱い」の項目を立てて解説している。これ

は、幼児期の幼児教育の後には、いずれの施設からも等しく小学校教育へと進んでいく子どもの成長の連続性を考える時、また、その保幼小の滑らかな接続が望まれる中で、幼児期の保育内容の共通化を図ることが強く意図された結果であろうと思われる。（教育内容の保幼小連携、接続、ならびに言葉を育てる児童文化財に関しては、次回の論考で取り上げる。）

本論では、今般の改訂による新しい教育要領・保育指針が指し示す幼児教育の保育内容のなかで、領域「言葉」に焦点をあて、この分野における改訂点に注目する。その上で、子どもの「言葉」に関連し、現代社会で急増する「スマホ育児」「スマホ子守」の問題を取り上げ、この現象が領域「言葉」に与えると予想される事象を分析すると共に、幼児期の保育における「言葉に対する感覚」の醸成に求められていることは何かについて考察していく。

1 領域「言葉」の改訂点

新しい教育要領、保育指針の保育内容「言葉」に

* Ritsuko OHKITA 関西学院幼稚園 教諭

** Nozomi KOMI 聖和短期大学 教授

おける主な改訂、追加箇所は、ねらい(3)に下線部が加わり、「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。」となったことと、内容の取扱いに(4)「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」が新たに一項加えられた点となっている。

新しい保育内容についてその改訂点を解説した民秋言らの著作によれば、これらの追加、改訂は、「絵本や物語を通して言葉の理解を育て、言葉の感覚を育むことを目指している」ことの表われとされ、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」との関連では、『自分の思いや考えを相手に解るように話すこと』『人の話に興味を持って注意深く聞くこと』『言葉を通じて心を通わせること、絵本や物語に親しみ興味を持って聞き思いをめぐらすなど楽しさに浸り、言葉の持つ音の美しさ意味のおもしろさを感じ必要に応じて使うこと』『環境との出会いを通して新しい言葉や表現に関心が高まり、それらを獲得する楽しさを感じるようになること』などが含まれている」と、されている¹⁾。

この改訂は、今まで以上に、幼児の「言葉の理解」と「言葉の感覚」を育成することが、今日の社会を生きる子どもたちにとって、幼児期の重要な課題となっていることを表わしていると捉えることができる。

このような改訂が加えられた領域「言葉」において、「言葉の理解」と「言葉の感覚」を子どもたちに育てる保育内容と指導法をさらに考察していくために、まず、新たな教育課程において従来の「教科に関する科目」から変更された「領域に関する専門的事項」の、領域「言葉」(モデルカリキュラム「幼児と言葉」)の内容を、『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～』²⁾によって検討する。

そもそも、「領域に関する専門的事項」は、今回

の改訂において、領域について、領域それぞれの学問的な背景や基盤となる考え方を、保育内容の指導法の基礎として学ぶ必要性から生まれたものとされている。幼児期の教育において、その領域を「いかに」子どもたちの中に育てるかに先立って、その領域がどのような内容、分野であるか、つまり「何を」育てようとしているのかという領域の中味を、まず理解することに視点が置かれているのである。

無論このことは、保育内容「言葉」を捉える上でも、その基盤となる「言葉」そのものを理解することへとつながっている。モデルカリキュラム「幼児と言葉」では、言葉の獲得に関する領域「言葉」について、その指導の基盤となる専門的事項を、「言葉の持つ意義と機能」「言葉に対する感覚を豊かにする実践」「言葉を育て、想像する楽しさを広げる児童文化財」の3点にまとめて取り扱っている。

本稿では、「言葉の理解」と「言葉の感覚」の育成に特に深く関わるものとして、「言葉の持つ意義と機能」、ならびに「言葉に対する感覚を豊かにする実践」に述べられている事柄を確認しておく。保育内容として扱う「言葉」とは、人間にとってそもそも何であるかを明確にし、その重要性と機能を理解した上で、言葉に対する感覚の育成の実際を検討するということである。

まず、「言葉」は、「人間の証」として説明され、「人間以外に『言葉』で互いにつながり合い、『わたし』という人格をつくり上げていく動物はいない」と述べられている。言葉を持つということは、人間であることの固有性に関わり、言葉によって人間は「つながり合い」、自己の人格を形成することができるのである。さらに「言葉は思考の手段など知的活動の基盤にもなり、感性・情緒の基盤ともなる」とされている³⁾。

つまり、保育内容として「言葉」を育てるということは、子どもの人格形成と社会性(関係性)の構築、思考や学習といったそれ以降の知的活動、ならびに感性や情緒といった心的発達すべての基盤を育てるということに他ならない。子どもが一人の人間として社会で生きていくための、極めて重要な分野として「言葉」を捉え、子どもの世界を広げていく

1) 民秋言ほか編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携認定子ども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林、2017年、114-115頁。

2) 無藤隆・保育教諭養成課程研究会編『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～』萌文書林、2017年。

3) 無藤(2017)51頁。

人間的ツールである言葉を、豊かに育むことが求められているのである。

さらに、保育者養成課程において、この領域「言葉」の意義と機能を理解するために、授業内容に「文字、手話、点字、時空を超えた情報の伝達」などの用語が見られ、コミュニケーションツールやメディアに対する認識が、「言葉」を育てる上で必要となっていることがわかる。加えて、「読みたい、書きたいという意欲」、「文字指導の在り方を考える契機」についても触れられていることから、領域「言葉」が、小学校以降の学習、知的探求心好奇心とも深く関連するものであることも理解しておきたい。

次に、育てるべき「言葉に対する感覚」とは何か、それを育てる実践にはどのようなものがあるかについて、モデルカリキュラム「幼児と言葉」の授業内容から確認する。それによると、言語感覚には、通常「正誤」「適否」「美醜」があるとされるが、言葉を獲得する時期にある「幼児には言葉の正確さよりも、言葉の響きやリズムなどを身体を通して感じ表現する楽しさを味わうことが大切である」という⁴⁾。ここで重要なのは、幼児期に育てたい、豊かな「言葉に対する感覚」は、言葉の概念や用法の適切性や誤りがないことよりも、その「美しさ」に対する感性であり、そのことは、言葉の「楽しさ」を「身体を通して」つまり直接体験することによって育まれるものだという理解である。

そのためには、保育者となる学生自身の言葉に対する感覚を磨くことが急務とされ、リズムカルな節回しやことば遊びを直接声に出して表現する活動や、絵本や物語に自ら心を動かす体験が求められている。ここには、子どもの「言葉に対する感覚」の育成には、大前提として保育者自らが「言葉」の美しさ、楽しさを体験的に知っていることが必要であるが、それが必ずしも保育者を目指す学生の中に醸成されていないという危機意識が読み取れる。

将来保育者を目指す青少年や、現在乳幼児を抱える子育て世代にとって、対面して、お互いに声を出して言葉で伝えるコミュニケーションは激減し、SNSが言葉のやりとりの主流となっていることは、まぎれもない事実である。このような時空を超えて

情報を伝達するメディア環境の急速な変化のただ中で、この社会に生を享け、乳幼児期を過ごしていく子どもたちの「言葉に対する豊かな感覚」は、保育する側の言葉環境への十分な分析と理解なしに育まれないことを、今回の改訂は物語っていると思われる。

次に、以上述べてきた「領域に関する専門的事項」を踏まえ、保育内容「言葉」の指導法について、前掲のモデルカリキュラムを用いて考察する。

まず、今回の領域「言葉」のねらい及び内容には、新しい幼稚園教育要領の「第1章総則」に新たに加えられた「幼児期の教育における見方・考え方」「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「主体的・対話的で深い学び」などについても理解する必要があることが述べられている⁵⁾。これらは、領域「言葉」の幼児が身につけていく内容において、特に子どもの言葉の発達に即して、その過程の特徴を捉えながら育成していくことが求められているものと考えられる。

そして、子どもの言葉の発達の特徴に即した指導法において、方法論として用いられる「言葉による伝えあい」や「対話的」な経験について、以下のように言及する。「言葉は、相手との間に信頼関係が成立して初めて生まれてくる。安心して話すことができる雰囲気も不可欠である。人に伝えたいようになる心が動く経験も欠かせない。子どもに話させよう、聞かせようとするのではなく、子どもが話したくなる、聞きたくなるような信頼関係の形成や体験が重要なのである。」⁶⁾

ここに至って、子どもの「言葉」を育てる営みの根底にあるのは、人と人との「信頼関係」の直接体験であることが明示される。保育内容「言葉」において、美しく、楽しい「言葉」を培うためには、子どもたちが安心して、信頼できる相手を持ち、その人との対面、交流を持つ経験が不可欠であることが示唆されていると言えよう。

このように、今回の改訂において、育成しようとする「豊かな感性と表現」や「言葉による伝えあい」は、深くその媒体となるメディアに関心を置いて記述されている。すなわち、保育においては「先生や友達」という生身の人間との、主に声の交換・応答

4) 無藤 (2017)、52頁。

5) 無藤 (2017)、73頁。

6) 無藤 (2017)、73頁。

による身体的体験が、「言葉」の獲得において、第一義的に重要であるということであろう。そして、これらが改めて改訂の重要なポイントとして示された背景には、人間同士の信頼関係と温かで楽しい交流が失われ、あるいは減少している社会を取り巻くメディア環境があると思われるのである。

そこで、次節では、特に現代の子どもの言葉環境において、問題とされるモバイルインターネットのメディア環境について、「スマホ育児」をその代表的な事例として検討する。

2 「スマホ育児」が提起するもの

近年、ソーシャルメディアの激変とスマートフォンの急速な普及に伴い、保育・子育てに関して社会問題となっているのが、「スマホ育児」（「スマホ子守」、「スマホ子育て」等とも言われる）である。「スマホ育児」とは、「スマートフォン（スマホ）やタブレット型端末を家庭の育児に際し使用すること」⁷⁾とされ、知育やしつけ用のアプリ等をもちいた乳幼児の能力向上や、親子の会話の道具となるなどの効果、子どもが夢中になってくれるため、その間他のことができる、公共の場などで静かにさせられるなど、保護者にとって子育ての助けとなるメリットがあると言われている。また、育児をする側が、スマホ依存に陥り、スマホを操作しながら育児・子守りをする、いわゆる「ながら保育」も「スマホ育児」と呼ばれている。

このようなスマホ育児の普及に対しては、様々な分野からその問題点が指摘されてきたが、その先駆的なものとして、2013年に日本小児科医会が発行したリーフレット「スマホに子守りをさせないで！」⁸⁾があげられる。このリーフレットは、乳幼児を育てる親に向けて書かれたものであるが、とりあげられている問題点は、子どもたちの「言葉」の獲得に深く結びつく内容となっている。

まず、リーフレットは、子どもの五感や共感力を育て、言葉の発達を促すために、「メディア漬け」を見直すことが重要であると提言する。具体的には、「授乳中、食事中」ならびに「2歳まで」のテレビ・DVD等の視聴を止めること、控えることが

提案されている。親も子どももメディア機器接触時間をコントロールし、画面に向き合うのではなく、目と目を合わせる（対面する）こと、触れ合うこと、子どもの発する声に応じて話しかけ、語りかけることが、子どもの言葉の発達にとって非常に重要であるとする立場である。

そして、スマートフォン、ゲーム機、タブレット、テレビなどの画面の前に座って、ひたすら受動的に映像や動画の視聴をする時間に代えて、絵本の読み聞かせや散歩、外遊びなど、画面を介さない直接経験や活動をする時間をもつように奨めている。つまり、「スマホ」に代表される最新メディア環境に子どもが早期に触れて、そこに漬かってしまう（中毒・依存状態またはその予備軍となる）ことを避けることが、親子の信頼関係や、子どもの人格形成、知的、情緒的発達、言葉の獲得などに極めて重要であると主張したのである。

このような警鐘がならされる中、先般、ベネッセ教育総合研究所より「第2回乳幼児期の親子のメディア活用調査」の結果が速報版で公開された⁹⁾。この調査は、2017年3月に東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏に住む0歳6カ月～6歳就学前の乳幼児を持つ保護者3400名を対象に、メディア活用の実態と保護者の意識をとらえることを目的に実施されたものである。興味深いのは、この調査の第1回目、先述の日本小児科医会の「スマホに子守りをさせないで！」が発行された2013年であり、本年との2回にわたる調査結果により、スマホ育児が問題となり始めた最初の時期から、直近4年のメディア活用の変化を読み解くことが可能となっている点である。

調査結果の中で、特に注目されるのは、親が手を離せない時などに乳幼児にスマートフォンで遊ばせる「スマホ育児」が、この4年で急速に増加していることを裏付けるデータである。母親のスマートフォン所有率は92.4%で、前回調査時（ただし前回では家庭の所有率）の60.5%を大きく上回り、子育て中の家庭、つまり乳幼児の傍らにスマートフォンが存在する状態が9割を超え、子どもの使用頻度も、すべての年齢で前回調査を上回る結果となって

7) 出典：知恵蔵 mini、朝日新聞出版（2017-1-26）

8) 「スマホに子守りをさせないで！」公益社団法人日本小児科医会、2013年。

9) 「第2回乳幼児の親子のメディア活用調査」速報版（編集：木村治生、調査企画・分析：高岡純子、久保木有希子、田村徳子）ベネッセ教育総合研究所、2017年10月。

いる。

また、「子どもが1週間でのどのくらいスマホを使っているか」の問いに対して、「ほとんど毎日」と答えたのが、0歳児の親で20.0%（前回調査3.5%）、1歳児24.4%（同10.7%）、2歳児25.9%（同18.9%）、3歳児23.2%（同19.9%）、4歳児20.0%（同10.7%）、5歳児15.6%（同12.3%）、6歳児18.4%（同8.2%）であった。毎日のようにスマートフォンを見ている状況は、0～2歳児の増加幅が大きく、特に0歳児では4年前に比べ6倍に増え、20%の0歳後半児がほぼ毎日スマートフォンで動画や写真を見ていることが明らかになったのである。

この調査結果への解説として、調査監修者の一人、佐藤朝美（愛知淑徳大学准教授）は「本調査から、スマートフォンの普及はめざましく、親の利用拡大に伴い、子どもの使用の低年齢化、頻度・時間の増大が見られます。一方で、子どもの生活時間を見ると実体験の活動とのバランスを取っている様子が見られ、写真や動画を撮影させたり見せたりする等、家族での対話が想定されるケースもうかがえました。」¹⁰⁾と述べ、乳幼児のいる家庭でのスマートフォンの普及の度合いが急速に高まっているものの、子どもの使用に関しては大きな問題が散見されなかったとしている。

代表監修者である汐見稔幸（白梅学園大学学長、東京大学名誉教授）も、「スマホが乳幼児の生活に、世間で懸念されているように深く入り込み、依存症状などを生み出しているのではないかな等を慎重に調べた結果、その問題性は認められなかったとし、「乳幼児が長時間利用している家庭はごくわずかであり、外遊びや絵本を読むなどの時間が減少しているわけでもなく、1日の生活の中にバランスよくメディアを取り入れようと保護者が配慮している様子がうかがえるもの」で、「視聴する内容やルールについても気にかけている家庭がほとんどで、乳幼児のメディア利用に対して社会の方が過度な心配をしなければならない、という結果ではありませんでした」と分析している¹¹⁾。

確かに、今年の調査結果は、4年前に日本小児科医会が強く警告した「スマホ漬け」状況に陥ってい

るとは言えない結果であったと言えるだろう。そのことは、換言すれば、スマホ育児やスマホ子守の問題性の指摘が、乳幼児を持つ親たちに、ある程度周知、認知された結果ということもできるかもしれない。しかし、穿った見方をすれば、子どものスマホ使用を週のうち「ごくたまに」と回答したパーセンテージが多いのは、スマホ育児の弊害や批判をかわしたい気持ちの表われともとれるようだ。

というのは、利用場面を問う別の設問への回答で、最も多かった「外出先の待ち時間」33.7%に続いて、29.7%と2番目だったのが「子どもが使いたがる時」という回答だったからだ。実に3割近くが、子どもが使いたがればスマホを持たせているということになる。「子どもがさわぐとき」23.5%や、「親が家事などで手をはなせないとき」15.2%、「子どもが約束をまもったとき（ごほうびとして）」12.4%などの回答からも分かる通り、子どもはスマホを与えられればそれに釘付けになり、夢中になり、見たがることは明らかである。子どもが「使いたがる時」には、スマホが与えられている、つまり使用に制限や歯止めがかかっていない状況が、全体の約3分の1あるのである。

さらに、この調査はあくまで未就学の乳幼児のスマホ使用を問うもので、親のスマホ利用頻度、「スマホ漬け」状態で育児をしている可能性などのデータは取られていない。

調査結果が表す数字をいかに読むかには、多様な切り口があると思われ、また、今まさに進行中の出来事の分析は、客観化、概念化が困難であると言わざるを得ない。そこで、本論では、「スマホ育児」がもたらす「映像視聴」「動画視聴」という側面に焦点をあて、映像・動画が持つ文化的性格が、前節で述べた子どもの「言葉」を育てる際の特色とどう関連するのかに絞って考察したい。

ここで、参考として用いるのは、米国のメディア・エコロジー専攻の社会・教育学者であるニール・ポストマンが、30年前に、時空を超えて情報を電信によって伝える、テレビによる映像文化の出現がメディアの性格を変え、それによって子ども期を喪失させたと分析し、日本でもすぐに翻訳出版がなされた『子どもはもういない』¹²⁾に主張されている

10) 前掲「調査結果」(2017)、14頁。

11) 前掲「調査結果」(2017)、14頁。

12) ニール・ポストマン著、小柴一訳『子どもはもういない—教育と文化への警告』新樹社、1985年。

ことがらである。

1980年代に出版されたこの著作の「映像文化と子ども期」の章において、ポストマンは、モールスの発明した電信技術によってもたらされた「映像文化」が、それまでの「読み書き文化」にとってかわったことについて述べ、この電信による新しいメディアは、人間の思考形態を変える点に注意を喚起した。人間の「言葉」を巡って発展した読み書き文化が培った「論理的、解析的な理解方法」は、映像文化の凌駕によって「即自的パターン認識」や「イメージ」にとって代わられた。

テレビに代表される映像文化は、特別な能力や教育を必要とせず、精神や行動についての複雑な要求もせず、視聴者を選ばず、生活の中に入り込む、とポストマンは語り、ワンカットが数秒しか続かない映像・動画の洪水（垂れ流し）は、それを受動的にただ眺めて、受け入れるしかない視聴者を生みだし、その人々から「学習や訓練、努力」の重要性を奪い、ひいては教育を「空洞化」と警告したのである。

電信を使えば、メイン州にいる人が一瞬でテキサス州にいる人に電文を送ることができると言われて、ソローはこうたずねたというのだ。「でも、どうやってたがいに話をしあうんだい？」この質問には誰も興味を示さなかったが、ソローは、こうたずねることで、電信の心理的、社会的意味に、とくに、情報の性格を個人的、地域的なものから非人格的、地球的なものへと変化させるその能力に目を向けていたのである。百二十年後、マーシャル・マクルーハンは、ソローが提起した問題に取り組もうとした。かれは、つぎのように書いている。「人間が電気の支配する環境で生活した場合、その性格は変わり、私的な自己認識は集団全体と合体する。人間は『大衆人間』になるのだ。」¹³⁾

電信がもたらす映像文化の世界は、ちょうど、現在のインターネットが運ぶ動画に対応するように思われる。インターネット全盛の現在も、「どうやっ

て互いに話をしあうんだい？」というソローの問いは、利便性、高速性、効率性を優先する声にかき消されている。こうして、ソローの言う意味で、現代人は「言葉」を用いて互いに相手を認めて、「話しあう」ことを止め、「言葉」や、「言葉」によって持ち運ばれていた情報は、非人格的なものとなったのではないだろうか。かつては人間の証であった「言葉」は、いまや人間から切り離されて、インターネット上を誰のものでもない、匿名化されたものとして一人歩きしている。

ポストマンが分析するように、電信（映像文化）や電気の支配する環境は、情報を管理不可能にした。電信は、「子どもたちが利用できた情報の種類、その質と量、場面、情報に出会う環境を一変させた」¹⁴⁾のである。事物を提示するだけで、概念を提示しない画像・映像には、言葉による証明や論理の法則がない。このような映像文化の中に、子どもが生まれた時から投げ込まれることは、「わたし」が「聞く、読む、話す」といった個人的主体的な「言葉」に対する感覚を鈍らせ、ひいては知的退歩をもたらすことになることを、ポストマンは予言したのである。

そして恐ろしいことにそれは、子どもの「言葉」の世界を変え、最終的に心の発達にも影響することが、ポストマンが著作の中で引用したルドルフ・アーンハイムの「テレビジョンへの予測」に端的に述べられている。

忘れてはならないことがある。過去には、直接の体験を運んで他の人に伝えられないことが、言語の利用を必要にし人間の心に概念を生みださせた。なぜなら、事物を叙述するためには、特殊なものから普遍的なものを引き出さなければならず、選び、比較し、考えなければならぬからである。しかしながら、指で指示することでコミュニケーションが実現されると、口は沈黙し、書く手は止まり、心はひるむ。¹⁵⁾

最後の一文、「指で指示することでコミュニケーションが実現されると、口は沈黙し、書く手は止ま

13) ポストマン (1985)、106-107頁。

14) ポストマン (1985)、110頁。

15) ポストマン (1985)、113頁。この部分は、日本語出版されているルドルフ・アーンハイム著 志賀信夫訳『芸術としての映画』みすず書房、1960年では180頁にあたる。本稿では、ポストマン引用の小柴訳を用いている。

り、心はひるむ」は、まさにスマートフォンの世界を予見するかのようである。コミュニケーションアプリ LINE を立ち上げ、届いているメッセージに、適当な「スタンプ」を指で押して返信は完了する一こうして僅か数行の文章を、言葉を選びながら書くことも止めた末路は、「心がひるむ」といわれる精神の委縮した状態だと言われているようである。

身近な人と対面してなされる会話、口伝されてきた物語、「おはなし」と呼ばれて楽しまれた素話、一枚の静止画、絵から広がる想像と創造の空間、一冊の絵本の頁をめくって共有される世界、そのような「話し言葉」「読み書き文化」が培う言葉に対する感性や、「言葉」体験を一変させる影響力として、スマートフォンに代表される新たなインターネットのメディアとそれがもたらす文化を分析し、また、子どもの発達に応じて、どのようにこれらと共存するのかを検討し、指針を示すことが求められている。

3 今、保育内容「言葉」に求められているもの

子どもの「言葉」の育ちを考える上で、乳幼児を持つ親世代が、スマートフォンに代表されるメディア機器を通してコミュニケーションの多くをとっている時代に、5歳児の97%が、就学前に幼稚園、保育園、認定こども園のいずれかに籍をおいて保育されていることには非常に積極的な意味があるように思われる。それは、僅かな例外を除き、保育現場が基本的に、子どもの周囲にスマートフォンのない稀有な環境であることの意義と言ってもいいだろう。つまり、園には、子どもたちを画面に惹きつけてやまない「スマホ子守」には出来ない保育が存在するのだ。そこで、本節では、幼児教育施設・保育施設での、領域「言葉」の保育実践をとりあげ、その意義と可能性について考察する。

まず「保育指針」、「保育・教育要領」に示された0歳児の保育は、基本事項として、「特定の大人との応答的な関わり」をあげている。人間の赤ちゃんへの、人間の「応答的な触れあいや言葉がけ」が必要であり、赤ちゃんは、「発声、喃語等を優しく受け止めてもらう」ことによって、その相手との信頼関係を結び、「声」を「言葉」としていく道を歩き出すといえる。

0歳の言葉の発達に関する「保育内容の取り扱

い」には、「身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との関わり合いを大切に、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること」とある。視聴者、使用者の感情、表情には一切関わらず、情報や言葉、音を送り続けるメディアは、刺激的なおもちゃの一つとはなるだろうが、「言葉」のやり取りができる相手（道具）ではないことを、改めて理解しておきたい。

また、「保育指針」、「保育・教育要領」に記された、1歳から3歳児の保育内容「言葉」の「内容の取り扱い」は、スマートフォンをはじめとするメディア機器、映像・動画の視聴に関して、特に、いつから、どのくらいそれらを使用するかを考える上で、示唆に富むものとなっている。

そこには、この時期（満1～3歳）が、「片言から、二語文、ごっこ遊びでのやりとりが出来る程度へと、大きく言葉の習得が進む時期である」と明記され、だからこそ、「それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要である」とされている。つまり、言葉の習得時には、マス・メディアではなく、一人一人異なる子どもの興味、関心、発達状況に即した遊びや、個別の対応が不可欠だということである。

また、「子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行う」ための援助がいる時期であることも記されている。生涯にわたって良好な人間関係を周囲と築いていくためにも、言葉によるコミュニケーション能力は、重要な要素であり、その芽生えはこの時期に起きる。「イヤイヤ期」真ただ中の子どもたちが、園での日常のトラブルや小さな葛藤に際し、「言葉の理解」や「気持ちや経験の言語化」を促され、心の動きを自分の言葉にするように助けられて、「言葉による伝え合い」を少しずつ体験するところから、それは芽生えていくということだろう。

幼児期の保育、教育においても、メディア機器がない場所だからこそ可能な「言葉」の育成、体験が存在すると考えられる。保育者と子ども、子ども同

士による、言葉を交わす喜び、言葉の美しさを感じ、楽しむ経験が展開されているのが、実際の保育の現場なのである。

今回の改訂で新たに付け加えられた、「言葉に対する感覚を豊かにし」と、「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」に関して考えさせられる事例を、「聖和の保育」と呼ばれる本学の保育（児童中心主義のキリスト教保育）の伝統の中から紹介し、保育における展開への示唆としたい。

まずとりあげるのは、戦前、1939年の事例である。城山幸子（ランバス女学院保育専修部1940年卒業生）が、在学中保育実習でランバス幼稚園の年長組（5歳児クラス・担任：立花富）に配属された経験を語った記事を引用する。

毎朝、登園してきた子どもたちは、昨日から続きの遊びをはじめ、その自由遊びが終わると、丸く集まって会話、礼拝の時間。たとえば、「きのう、夜店で、ヒヨコ買ってもらった」と一人が言うと、先生は会話をどんどん膨らませていく。「ヒヨコってかわいいね」、「きいろいよ」、「ちいさいアンヨ」、「ピヨピヨなくよ」子どもたちが次々発したことばが、先生の声かけで魔法のように詩になっていく。そして、そこにメロディがついて、いつしか歌が生まれていく…！

立花先生が展開していく素晴らしい保育とその指導をみて、本当にショックをうけた。ああこれが自由保育の真髄なのかと、そのすごさに頭を殴られるような気がした。¹⁶⁾

この自由遊びに続いて、クラスで集まって馬蹄形に座ってなされる話し合いと礼拝（お祈り）は、聖和の保育に引き継がれた伝統で、現在の関西学院幼稚園でも行われている。そして、その時間が、子どもたちとの豊かな言葉のやり取りの場であったことは、岩阪アツ子（聖和女子短期大学保育科1957年卒業生）が、聖和幼稚園、聖和乳幼児保育センターで

の保育者としての実践について記した『音の世界に遊ぶ』にも、「みんなで作ったおはなし」として書き残されている。

4歳児クラスで3学期のある朝、自由活動の後、話し合いの時間の事です。M子ちゃんが「先生、私昨日ね、夢を見たの、象さんが朝、目を覚ますとお鼻の先にプロペラがついてたの。」といました。「ヘー、ヘー」と子どもたち。M子ちゃんのご家庭ではお母さんと共に絵本やお話の世界をたっぷり楽しんでいる一人っ子の女の子です。「そー、象さんのお鼻の先にプロペラがついてたの？それで象さんはどうしたの？」「それからはわからない」。その時、私にふとひらめくものがあり（略）クラスのみんなでお話を続けて作って見たらどうだろうと思ったのです。¹⁷⁾

この後、保育者の問いかけに、考え、答える子どもたち、面白い発言、爆笑、そして徐々に象さんのお話は、子どもたちの言葉によってつながり、出来上がり、「ここにユーモラスな動きさえ感じて、後日わたしはこのお話をリズム活動へと発展」させていったとある。まさに、楽しい言葉のやり取りが、お話の喜びやリズム、身体全体をつかった表現へと保育の中で展開されている様子をみる事例と言える。また、保育者である岩阪が、M子を、「お母さんと共に絵本やお話の世界をたっぷり楽しんでいる」子として、彼女の「言葉」の状態を捉え、それに応じて接していることが見てとれる。

岩阪の記録には、他にも、保育の中で子どもが「言葉」を経験し、それを通して育てられるものの中で、いちばん見えにくいのが貴いものが描かれていると感じる事例がある。「うた『いちようのは』の思い出」と題された文章である。

♪さよなら さよなら きいろいちようちよ
いちようのは
ヒラヒラ ヒラヒラ まいながら あきだ
あきだと うたってる

さよなら さよなら きんのおせんす い

16) 聖和史刊行委員会編『Thy Will Be Done—聖和の128年』関西学院大学出版会、2015年、125-126頁。

17) 岩阪アツ子『音の世界に遊ぶ』2006年（聖和短期大学保育科 実習を始める前に）22頁。

ちょうのは
 サラサラ サラサラ まいながら ふゆが
 きますと はなしてる

深山澄詞・大中寅二曲

4歳児のクラスでk君のお母さんから、ある日こんなお尋ねがありました。「先生、さよなら さよならってどんな歌ですか。『ほくね、この歌を歌うとなんだか悲しくなるの』と云うのですが」と。(略) k君は…ままごとや積み木遊びの場で友だちと会話を楽しみながらじっくり遊びを楽しみ、そこに自分が落ち着ける場を見つけている、そのような子どもでした。この歌の前奏が聞こえてくるとなんだか悲しくなると、「ほくは歌えない」、でも友だちの声をじっと聴いているk君、深まりゆく秋、園生活は豊かに守られて、健やかに生かされる日々、k君は「いちょうのは」という歌に出会って心に囁くものを聞いたのでしょ。そのように感じる心を子どもたちはすでに持ち合わせていることに改めて気づき、このような感性を保育者としてどのように見つめ、さらに期待していかうかと感動しつつ考えさせられたのです。¹⁸⁾

新たな教育要領、指針に記された、「言葉に対する感覚」を豊かに育てるという課題は、保育者にとって、おそらくもっとも見えにくいものであると思われるが、岩阪はここで、「会話を楽しむ」ことができるkくんが、歌、すなわち歌詞・言葉に出会って感じたものを「心に囁くものを聞いた」と表わしている。言葉に触発されて育つ、子どもの感性、心の動きに気づき、保育者自身も心を動かすという共振性が、「言葉に対する感覚」を育てるためには必要なのだと思わされる。

しかし、慌ただしい実際の保育現場では、ゆっくりとなされ、目に見えない「言葉」の世界や、言葉によって育まれる感性や心といったものは、すぐに周囲に追いやられ、電子音や大きな音にかき消されてしまいがちである。また、保育者の側、大人の側に、子どもの「言葉」に耳を傾ける余裕がない場合も多いのではないだろうか。

そのような現代の保育現場においても、キリスト教保育の実践の中には、今も話し合いと礼拝(祈り)の時間を中心に、子どもの「言葉」が大切に扱われていることがうかがえる最近の報告を挙げる。

日々のお祈りでは、子どもたちと一緒に言葉を考えたりもします。雨の後、栽培物が大きくなっていけば「雨をありがとうって言おう」、母の日が近い頃は、「お母さんのことも守ってください、にしよう」、午前保育の日は「今日は午前中で帰ります」と言葉にする子どももいました。神さまへのお話として、身近なことから心のひだに至ることまで、年間を通して色々なお祈りが一緒にできるといいなと思います。¹⁹⁾

ここでは、日々の「祈り」が、神との会話とされ、そのような「神さまへのお話」をするために、保育者や子どもたちが相互に言葉をやりとりする時間が日常的に持たれている。そして、その時間に「身近なことから心のひだに至ること」までもが、祈りの中に言葉として語られているというのである。

レギーネ・シントラーは、「子どもたちとの会話で、隠れた神を感じる」と述べ、子どもたちの日常生活の中で繰り返される儀式の重要性を説く。子どもたちは礼拝において、讃美歌や祈り、つまり「韻文やリズム、リフレイン、メロディーと共に、短い言葉や曲が繰り返される」時間を過ごす。その儀式の中で用いられる言葉の一つ一つは、たとえ小さいもの、短いものであっても、「規則正しく、一日のある決まったときに歌い、祈る」という繰り返しのよって、子どもたちの中に「心地よく、納得した気持ちが生じる」というのである²⁰⁾。

保育の中で、定式化された「礼拝」や「お祈りの時間」、「食前感謝」などは、「言葉」を用いた心の安定をもたらすものとして、子どもたちの「言葉」体験を豊かにする。そして、シントラーは、それはまた、子どもの「言葉」に、なかなか寄り添うことができないでいる保育者・大人にとっても助けとなることを、以下のように述べるのである。

18) 岩阪 (2006)、25-26頁。

19) 大北理津子「子どもたちと共に歩めることに感謝」『KG Today』No. 292、関西学院広報室、2016年、7頁。

20) レギーネ・シントラー著、深谷潤訳『希望の教育へ—子どもと共にいる神』日本キリスト教団出版局、2016年、84頁。

心の中について一信仰や祈りのように一語るとき、恥ずかしさを何度も克服しなければならないのは幼い子どもではなく、むしろ大人の方です。儀式の中に浸りきることは、決まった形式、祈り書や讃美歌を用いることは、その際大きな助けとなります。決まった形式の助けによって、親たちやすべての教師たちはためらいを取り除くことが容易になります。²¹⁾

保育内容「言葉」において、楽しいこと、愉快なことは、共有しやすいとしても、先に述べた「いちちょうのは」の悲しみのような、子どもの心のひだ、奥底にある感性、情緒や心の動きを、保育中の言葉のやりとりの中で見出し、育てていくことは非常に難しいと、保育者は誰しも思うのではないだろうか。しかし、お祈りの言葉の中でなら、礼拝のお話の中でなら、讃美歌の中でなら、その琴線に触れられることがあるというのだ。

シントラーが述べるように、キリスト教保育を特色とする園にとって、保育の中の宗教的な儀式や定式のリタジーは、豊かな言葉の時間、言葉に育まれる心の時間として守られてきた。その文化と伝統を、今日的意味で再確認し、生かして用いていくことは、新しい保育内容「言葉」の実践の一つの可能性であり、希望であると思われる。

参考文献・資料

文部科学省『幼稚園教育要領〈平成29年告示〉』フレーベル館、2017年
 厚生労働省『保育所保育指針〈平成29年告示〉』フレーベル館、2017年
 内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館、2017年
 文部科学省「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領改訂のポイント」2017年
 アルンハイム、ルドルフ（志賀信夫訳）『芸術としての映画』みすず書房、1960年
 岩坂アツ子『音の世界に遊ぶ』～実習を始める前に～聖和短期大学保育科（非売品）、2006年
 大北理津子「子どもたちと共に歩めることに感謝」『KG Today』No. 292、関西学院広報室、2016年
 シントラー、レギーネ（深谷潤訳）『希望の教育へー子どもと共にいる神』日本キリスト教団出版局、2016年
 聖和史刊行委員会編『Thy Will Be Done—聖和の128年』関西学院大学出版会、2015年
 高橋司『乳幼児のことばの世界—聞くこと・話すことを育む知恵』（新装改訂版）、宮帯出版、2014年

田上貞一郎、高荒正子『新訂 保育内容指導法「言葉」』萌文書林、2016年（新訂版）
 民秋言、西村重稀、清水益治、千葉武夫、馬場耕一郎、川喜田昌代編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林、2017年
 ポストマン、ニール（小柴一訳）『子どもはもういない—教育と文化への警告』新樹社、1985年
 ポストマン、ニール（GS研究会訳）『技術 vs 人間—ハイテク社会の危険』新樹社、1994年
 無藤隆・保育教諭養成課程研究会編『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～』萌文書林、2017年
 「第2回乳幼児の親子のメディア活用調査」（速報版）ベネッセ教育総合研究所、2017年
 「スマホに子守りをさせないで！」公益社団法人日本小児科医会、2013年

21) シントラー（2016）、66-67頁。